

① 市民意見

No.	条項	分野	意見概要
1	1条	目的	自治基本条例の撤廃は第1条の条文に反すると思う。
2	2条	用語の定義	市民の定義が、私のような旅行者も含まれ得るし、さらに日本国外の悪意ある勢力の影響下にある者も含まれる可能性がある。
3			「市民」の定義がおかしいと思う。
4			「市民及び事業者等」の定義について、反社会的な勢力を除くことと外国人に関する規定を明記する。
5			第2条の「市内に住み、又は市内で働き、学び、もしくは活動する人という」という「市民の定義」について、これは地方自治法第10条の「市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包含する都道府県の住民とする」という「住民の定義」と比べると、やや広い面がある。しかし、どちらも市民、住民であるための要件として、日本国籍や住民基本台帳への登録が必要とはしていない。（地方自治法では、日本国籍を持つ人に限る場合は、「日本国民たる住民」という表現が使われている。）その意味では、ふたつの定義に大きな違いはない。「働き、学び」については、住所は竹富町にあるが一年の大半を市内の県立高校で過ごしている学生や住民登録はしていないが観光業などで働いている多くの人に、市民としての情報、便宜の提供やまちづくりへの参加を拒む理由はないと思う。 他方で、条例では住民投票を請求できる市民は石垣市の有権者に限られるなど、市政への参加の仕方には、年齢や国籍による限定が設けられている。 このように柔軟でメリハリも効いている定義をあえて変える必要はないと思う。
6			「市民」の定義が広すぎる。住民税も払わない、有権者でもない人が「市民」とはおかしい。反社会的勢力「半グレ」も「市民」であり、行政サービスを受け市政に参加し権利を行使するために必要な情報を知る権利があるのか。
7			明らかにおかしいところを列記する。 用語の定義 (1) (2) 市民とは石垣市に住民票を有する者である。これ以外のあいまいな定義は、暴力団や半グレ、宗教団体、政治団体、極左、極右の活動家などなど、その意図や素性を特定できない団体や個人が含まれる可能性がある。この定義は120%ありえない。事業者等の定義もまた同様に危険を含むあいまいな表現である。 用語の定義 (5) 市民は選挙により市議会議員と市長を選びその責務を委託している、違法な場合にはそれを罰する法律があるので、ここで参画ということ自体が民主主義の根幹に反すると考える。
8			条例には反社会的勢力に対しての記載がない。現状では「半グレ」も「市民」となる。第5条「市民の権利」第7条「事業者等の権利」も得ることになる。

No.	条項	分野	意見概要
9	2条	用語の定義	あいまいだと問題視、疑問視する意見が出されていますが、これでよいと思います。条例は「市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人をいう」とあり、逐条解説では「市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動（自治会、趣味のサークル等）などさまざまな活動を行っている個人として定めています。 昨年の自治基本条例調査特別委員会で『市民に外国人を含めていることを理由に廃止すべし』と結論を出していましたが、地方自治法10条で『外国人を含め、地域に住所を有するもの全てを住民』としており、住民登録の有無や国籍を根拠に市民・住民から排除することは、許されません。
10	3条	基本理念	地方自治法があるのでは。もしそれが不十分と考えるのならその法の見直しを政治に求めるべきだ。 市と県、国の立場は明らかに違うので、対等ということはありません。 基本法治国家として現行法に従いそれぞれの分限範囲内で議論すべきである。不満があるなら政治を変えるしかない。
11	5条	市民の権利	2条と合わせると「日本国民でない市民に政治的権利を与えて侵略行為を正当化させる、あるいは日本の健康保険制度へのただ乗りを許す」条文となっているものとも解される。
12			「(2) 市政に参加する権利」があるため、第2条や第4条でいう市内に住民登録もなく、日本国籍もない人でも、市政に参加する権利があるということになる。これはいわゆる「外国人参政権」にあたるのではないか。
13			5条(2) 市政に参加する権利が実行できるよう、常設条例をして、住民投票ができるよう整備すべきである。
14	6条	市民の責務	その責務が十分なものであるか検討してほしい。
15			「第6条4 市政の運営に伴う負担」とは具体的にどのようなものか。納税（住民税）という意味では、第2条(1) 市民の定義と矛盾する。具体的でわかりやすい表現に修正する、または削除することを検討お願いしたい。
16	8条	事業者等の責務	その責務が十分なものであるか検討してほしい。
17			「第8条3 市政の運営に伴う負担」とは具体的にどのようなものか。納税（住民税）という意味では、「第2条(1) 市民の定義」と矛盾する。具体的でわかりやすい表現に修正する、または削除することを検討お願いしたい。
18	16条	情報公開及び共有	情報公開条例など欠かせない他の条例とも整合性が必要になる。
19	18条	説明責任	将来に渡って透明性を高め、未来の市民が過去の市政運営を検証するのに記録を残し参照できるようにする必要もある。

No.	条項	分野	意見概要
20	25条	男女共同参画の推進	LGBTやGIDの社会参画についても保障する記述が必要と考える。
21			「男女」並びに「男女共同参画」という言葉が時代に合っていない可能性がある。「性的マイノリティに対して配慮にかけける表現」である懸念があるため、性別（心の性、体の性）に関わりなく全ての人が個人として尊重され、豊かで活力ある共同参画社会の実現に努める旨の内容への修正検討をお願いしたい。
22			第8章については「男女共同参画の推進」においては色々な企画推進が図られているが、ひとり親世帯、特に子育て困難・困窮家庭への取り組み等に当該男女参画がどれだけ図られているのか、見えてこないと感じている。
23			第25条（男女共同参画の推進）には性的少数者への配慮が必要だろう。
24	27条	住民投票	27条、28条こそが主権者である市民が市政に対して意思表示のできる唯一のものである。
25			住民投票は、石垣市民が市政に関わる大切な投票であり、廃止することは民主的であると言えない。
26			「住民投票」に関する規定はなくしてはならないし、本自治基本条例で不備な点は整備し、発展させていくべきである。
27			逐条解説に頼らなくても速やかに住民投票が行えるよう発展させてほしい。
28			「第27条（住民投票の請求及び発議）」の解説に「市民はその代表者が市から認定を受け」という記載があるが、ここでいう「市」とは誰か。いまの住民投票の実施を求めている代表は誰から認定を受けたのか。曖昧な解説が多く条例の必要性を感じない。
29			第27条に加筆。 「その総数の4分の1以上の者の連署をもって、すみやかに住民投票が出来るよう、市民の民意を尊重すべく、いかなる場合にも市長にはその義務がある。」という風に見直して頂きたいと思う。
30			市民が住民投票でちゃんと意思表示できるように見直してほしい。
31			本条例第27条は、市長の権限で市政に係る重要事項について市民の意思を確認するために、案件ごとに定められる条例による住民投票です。例えば、年に実施された市庁舎の移転場所についての住民投票があります。その結果を市民、市議会及び市長は、尊重しなければならないことを定めています。
32	28条	住民投票の請求及び発議	条例28条の改正には、大反対。
33			第28条第4項の「所定の手続きを経て」という文言 不明確な点が問題です。第27条第1項において「案件ごとに定められる条例により」とあることから、「所定の手続き＝条例の制定」ということであれば、「条例の制定」と明記すべきだと思う。
34			第28条第3項に「市長は、必要に応じ」という条件がついているので、別に条例制定の発議を市長の義務として定める必要があると考える。
35			住民投票実施手続きの具体化をする。
36			所定の手続きが明確でないのが問題なら早急に定めるべきだ。市民から請求があった際はすみやかに実施できる体制を望む。

No.	条項	分野	意見概要
37	28条	住民投票の 請求及び発議	有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求がある場合、すみやかに実施できるよう見直しを求める。
38			有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求がある場合、議会を通さずに必ず実施できるよう見直しを求める。
39			有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求があるにも関わらず実施できていない状況に強く抗議する。条例に基づいて実施できるよう見直してほしい。
40			条例を廃止して、住民投票の市民の1/4の意見をないものにすることはゆるされない。
41			有権者の1/4の署名をもって請求された住民投票は、市長や市議会の意向とは異なるものでも、市長に実施義務があることを定めている。住民自治の尊重を定めた画期的なもので、これからの市を運営していくうえで欠かせないもの。
42			第28条が定める市民の直接請求による住民投票実施制度は、市発表の解説によれば、地方自治法第74条に基づいて市の有権者があるテーマに関する住民投票条例の制定請求署名を集めたときに、その署名数が有権者の1/4以上に達した場合は、市長は実施の義務を負うという、直でわかりやすい仕組み。間接民主主義を補完する制度として全国的にも優れている。この基本を変えずに次世代に伝えたい。
43			住民投票の件に関していえば、しっかりとした決め事がなされていないがゆえに石垣市の若者が一生懸命集めた署名がくだらない理由で無かったことにしようとしている。「市長は4分の1以上の署名の請求があった時は住民投票を行う義務を負う」と決めましょう。そのシステムがあいまいだからこういうことになったんだと思う。
44			第28条4 これは市長に対する住民投票実施義務を課している大変重要な項目である。しかし、「所定の手続き」の詳細がないために直近の住民投票実施は実現しなかった。明確にするため、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」という表現に修正することを強く願う。
45			第28条4 これによって、市長は速やかに住民投票をするべきである。石垣市自治基本条例の中で、今、何より優先に最重要課題であるからです。
46			市民の中で市政の推進に対して「賛否」を問う声が発生した場合を想定して、条例が規定されている。すなわち議会に市民・住民としての権利・意見を全て負託しているわけではない。絶対に条文削除があってはならない。石垣市自治基本条例では「市選挙権を有するものの4分の1以上」という高い条件をつけて第28条4項で「市長に実施義務」を課している。この高い条件は、重要な案件が生じた場合に限定されているのである。
47			より市民の権利に基づく自治基本条例の制定が必要である。市民の4分の1の要求があれば、住民投票を議会の同意を必要とせず、市長は行わなくてはならないと明確にすべきである。自治基本条例の明確な改正を行う必要がある。

No.	条項	分野	意見概要
48	28条	住民投票の 請求及び発議	第28条は住民投票の請求及び発議について定めており、1項は市民のうち本市において選挙権を有する者は、4分の1以上の連署で、市長に住民投票の実施を請求し、4項で1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施することを義務付けています。2項、3項は議員と市長の住民投票条例の発議について規定したもので、議会で否決されれば廃案になります。 地方自治法第74条に基づく条例制定改廃請求権とは異なるものですが、逐条解説では地方自治法74条に基づくものの一つとして「〇〇の住民投票条例」の制定について請求できると説明しています。74条に基づく条例制定の改廃は、議会に提案されて否決されれば実施されません。しかし、自治基本条例28条1項の要件を満たす住民投票条例の制定請求は、議会での議決とは関係なく4項で市長に実施する義務を課しています。 地方自治法第74条の改廃請求は有権者50分の1以上の連署で請求できるが、本条例による請求要件は有権者の4分の1と高い基準を求めることで実施義務とのバランスをとっているものです。高い基準を定めるだけでは権利を侵害することになり、条例として成立しません。 本条例に基づく住民投票請求は知らない、地方自治法に基づくもので十分という意見がありますが、議会の多数決で決められることになり、市民の請求権がすべて議会にゆだねられることになる。市民の請求権を保障する本条例は、議会制民主主義と、市民の直接民主主義の双方を満たす、素晴らしいものです。 市長が実施義務を果たすうえで、「所定の手続き」が何を指すのか不明との意見もありますが、実施するための投票権者の規定や投票方法などは規則で定めることができます。今後の請求、実施をスムーズに進めるために「別途定める所定の手続きを経て」など改正するのも一つの方法かと考えます。
49	29条	子ども・子育て支援の推進	発達障害（発達特性）をもつ人に対する支援の充実を図る旨の文言を追加してほしい。
50	30条	保健、医療及び福祉の充実	「市民が健康で安心して生活できる」社会の中に、北部地区が入っていない現実がある。介護サービスや食の確保事業において市内の方々同様に平等に受けられるよう北部の方々へ支援をお願いしたい。
51	34条	自然環境の保全と再生及び風景の創出	目先の利益ではなく、自然環境の保全を第一に考えてほしい。特に基地については住民との話し合いをしっかりとて再考してほしい。
52	37条	平和活動の推進	記載が短く表面的すぎる。住民が生命の危険にさらされる可能性もあり得るのに、説明不足なまま、推進。本気で市民の健康や安全や平和を考えているように思えない。観光が主要産業の一つである小さな島で標的になる軍事施設を住民の意見を無視して強硬建設するのは、おかしい。安心安全、市民権、文化などもっともらしいが、市としての統一性がない。
53	42条	条例の 位置付け	「市政運営の最高法規」と明記されており、市は同条例を尊重する義務を負っている。
54			条例第42条の「最高規範性」について、これは、「憲法や法律より上」ということではなく、「市政運営の最高規範」と、あくまで市政運営に限定して述べられている。その中身は、条例の制定・改廃や総合計画の策定等の際に、この条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を求め、市民、事業者、市にも尊重と市民自治の推進に努めるよう求めているもの。当たり前のことですが大事な規定です。その意味で市政運営の柱となる本規定を変える必要はないと思う。

No.	条項	分野	意見概要
55	4 2 条	条例の 位置付け	日本国は法治国家であり、日本国憲法、地方自治法などがあるにも関わらず本条例が最高位ではおかしい。
56			第 17 章条例の位置付け等（条例の位置付け）第 42 条において「この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない」と定めているように、理念条例ではなく市政運営の最高規範です。例えば、（審議会等）第 20 条は、「審議会委員の選定にあたって、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努める」とあります。第 7 章市政運営（総合計画）第 14 条執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。と定め、総合計画が策定されています。また、条例の策定や改正が行われています。この位置付けを尊重し、自治基本条例の理念が実現できるように市政運営を求めます。
57	4 3 条	条例の見直し	不適切と思われる一つひとつについて議論を深めてほしい。廃止せず「見直しは条例を充実発展させるものとする」という条例の言葉どおりの見直しをすべき。
58			5 年前の見直しでは、現行の条例が市議会の全会一致で採択されている。現行条例の基本骨格は是非残してほしい。
59			「将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」とあることは、この条例が廃止になることはあり得ない。廃止をする提案そのものがあり得ないということを意味している。石垣市をより良いものに発展させて行くための土台となるような見直しをお願いする。
60			第 43 条で「市民の意見をふまえて」「将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」と書かれているのに今年の 3 月の議会でききなりの廃止意見が出され、その審議がわずか数回だったと新聞で書かれていて驚いた。何年もかけて作った自治基本条例をその時の政治をつかさどる方達だけで廃止の議論をするのは乱暴だし、今回見直しをするこのことで、それに関してもどこを見直さねばならないのか、市民にも広報していくとともに、十分な審議を行ってほしい。決して政治の思惑などが入らないよう、公平な委員の選抜も必要と思ったので、誰がどのように決めたかも一市民として知りたいし、審議内容も透明性を持ってほしい。
61	その他	その他	・廃案にしないで、条例を活用し活かしてください。 ・改廃する必要はありません。 他 17 件
62			・廃止が妥当と考える。 ・本条例が理念条例として位置づけられなくても十分な市政運営は出来るし我々が正当に選挙して選んだ市長、市議に運営を付託することが民主的な住民自治だと思う。 本条例は廃止すべきである。 他 4 件
63			・今は見直す必要はありません。 ・なぜ、いま見直しが必要なのか。「5 年を超えない期限で見直し」という文言に縛られているように感じる。もっと身近な問題（コロナ対策で生活が疲弊していることに対する対策）から対応してほしい。 他 9 件
64			・有識者として法律の専門家を委員に選任することは理解できるが、審議会委員に訴訟と関係ない弁護士を選任すべきである。 ・審議会の人員の選定に市側の弁護士が入るなど偏向がある。公平な人選で仕切り直すべき。 他 5 件

No.	条項	分野	意見概要
65	その他	その他	どの項目をどういう理由でどのように直したいのか、また見直しを行う しっかりと理由を多くの住民に分かるように説明してほしい。
66			石垣市自治基本条例は完成度の高い条例で、廃止は必要なく、将来にわ たり充実発展させて下さい。 見直しとしては、若者に対し第1次産業への夢を持てる方策、推進等や 住民投票ができるように見直してください。
67			今すぐ基地建設をやめていただきたいです。
68			14,000人の思いを軽く考えていないか。若者達の想いを踏みにじらな いでほしい。
69			市民が市政について参画する動機づけになる。地方自治法では十分に扱 うことができない点について規定することが可能であることから一部を 見直し、存続させることが良いと思います。
70			自治基本条例は本市の最高規範条例であり、大切な条例とし守らなけれ ばなりません。
71			約1万4千筆の署名が石垣市民で集められたにも関わらず、住民投票を 実施しない、あるいは実施へ向けた議論すら推進しないということは民 主主義の精神に悖る行為ではないかと強く思う。
72			崇高な理念に支えられた条例を市議会も尊重してほしい。時の権力者が 都合の良いように変えてはいけない。
73			条例廃止の方向で審議されるのではないかと危惧している。いかに条例 に掲げる理念を実現できるか議論して、一層充実した条例にしてほし い。
74			第9条3項「市議会の会議は、討論を基本とし…」とあるが、プレミアム 商品券事業に対し、議運で門前払いとはいかがなものか。本条例の廃 止案に反対した「野党」議員が、本条例に反した行為をしている。定め られていることを守れないなら、そもそもなくてよい条例。
75			第9条の解説に、議会には、「地方自治法の定めることにより…」と記 載。第15条、第19条、第27条の解説にも地方自治法に基づくと記載 されてあることから、地方自治法があればそれで足りると思う。
76			本条例は法律、憲法にない市民としての在り方や市政運営に関して記し ているものと思う。法律や憲法の他に守らなければならないルールを自 ら定めている条例は、市が自らまちづくりを行ううえで重要な指針を示 している。
77			令和2年9月4日付けの紙面によると、審議委員から「これがなければ 市政運営できないのか、廃止案まで含めて検討したい」との発言がある が、これは条例制定当時（平成21年）の議会の決定を軽視するもので ある。議会により承認された条例のもとに市政運営していないのであれば、 議会は機能していないことと同じ。現在の議会の決定を尊重するの であれば、先の議会の決定も同様に尊重すべき。
78			条例を廃止することは、条例がうたう①住民自治を基点とするまちづく り②自律的運営で自治体として自立の2つの理念を否定することになら ないか。
79			住民訴訟の実施義務を求める訴訟でにわかに本条例が注目されているな かでの審議会ですが、一時の行政の都合で廃止するようなことがあつて は、この先の市政運営に秩序が保てるとは思えない。
80			議論等を公開で行い、市民が意見を直接伝える場も設けてください。

No.	条項	分野	意見概要
81	その他	その他	重要な決定事項なのに意見が分かれたり説明を求めたり、多くの人はどう思っているのかという検証をまずして、どんな意見にもまずはしっかりと耳を傾けるところからという当たり前の段階を踏んだうえで検討していくという公正なやり方を望みます。
82			なぜ我々は石垣市平得大保への陸上自衛隊配備計画を反対するのか、今開南集落近くで農業している人達は軌道にのっている。そこに陸上自衛隊駐屯地ができたなら住民達、学校はどうなるのか心配でならない。「ぜひ石垣市自治基本条例に則って住民投票をお願いします。」
83			第7章市政運営については、市長が市長選挙の時に公言していた「自衛隊基地に関する防衛省からの情報」については速やかな説明、情報提供が図られているとは思えない。市長は市民の安心安全に対しての「説明責任」を果たしていないものである。
84			石垣市のホームページには「条例」のみが掲載されているが、「逐条解説」も合わせて掲載すべきものと求める。また、各章に関する石垣市の各種条例・規則等も列挙・リンクジャンプを図ってほしい。市政運営や市民生活と密接な関わりがある実務条例が石垣市自治基本条例の理念条例とリンクしていることを広く知らしめる努力をしてほしい。島内の小・中・高等学校にもリーフレットやミニ掲示用ポスターチラシ等の配布、市民としての権利と義務の理解を図られるよう努めてほしい。
85			審議会においては、条例制定の原点議論をしっかりと確認し、その上で現在から将来への評価と課題を検証してほしい。審議委員の責任はとても重いので、責任分担の共有化を図ってほしい。
86			他国では独自の州法や一国二制度など、地方に高度な自治を認めており、また認めてきた。石垣市自治基本条例も地方自治の理念を謳う日本国憲法や関連法に合致するものであり、国政運営に支障を来すほど極端でも、憲法を超えるものでもない。廃止の必要はどこにも認められない。一人の市民として適切で適正な見直しを求める。
87			条例の見直しについて 石垣市自治基本条例（以後本条例という）第43条「5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合しているものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」と定めています。市長は、諮問にあたって「さまざまな意見を受け、現状に即した条例に見直し、改廃を含めて助言していただきたい」と述べました。 充実発展のための見直しで、「改廃を含めて」と「廃止」を誘導するような市長の諮問の仕方は論外です。しっかりと「市民の意見を踏まえ」るために、市民の意識調査や、関係団体、議員、専門家、職員等の意見を聞くべきです。
88			①審議委員の委嘱について ・今回、住民投票義務付け裁判で、市の代理人になった弁護士への委嘱を行いました。企画部長は「有識者としての能力が担保されている。・・・審議会はフルオープンになっており、市民や議員の意見を聞くことになっているので公平な議論は担保される」とコメントしています。しかし、審議会の構成メンバーとして自治基本条例の解釈について一方の側の主張をした人物を委嘱するのは明らかに公平性を欠くものです。市民や議員の意見を聞くことになっているから公平な議論は担保されるというのは理由になりません。住民投票義務付け裁判で市の代理人となった弁護士への委嘱を取り消し、別の有識者を委嘱してください。 ・審議会委員は石垣市自治基本条例審議会設置条例で、「委員8人以内で構成し、有識者等のうちから市長が委嘱する。」とありますが、透明性、公平性を保つための検討がいると思います。

No.	条項	分野	意見概要
89	その他	その他	②3回の審議会を開催して12月議会に上程するとしていますが、出口を決めたやり方では、十分な審議はできません。しっかりと審議することを優先すべきです。 ・諮問するのにどのような資料が審議委員に提供されたのでしょうか。審議にあたって、これまでの本条例制定後の経緯や市民の意識調査など資料を準備すべきです。少なくとも、市民の意識調査を行うことを求めます。
			条例の制定及び前回（2015年）見直しの過程について 市長は、この9月議会において、条例の制定過程を疑問視し「市民全体が必要ということで協力して作り上げたものではない」と答弁していますが、事実と異なります。2007年2月に策定推進委員会が発足し、庁内のワーキングチームでの会議23回、市民検討会議14回、策定審議会（有識者）11回など慎重に多様な意見を集約して原案が練り上げられました。さらに、パブリックコメントが0であることを受けて、13地域での市民意見交換会を開催し、アンケートによる意見聴取を行っています。市議会においても特別委員会を設置し閉会中の審議も行い、2009年12月議会に提案されました。12月議会で、多数決になったのは、当時の市長の多選を批判する議員たちが「多選自粛条項」を加えるよう主張して紛糾したためで、その他の条項については、さほど大きな議論はなく賛成多数で可決されました。 それ故、2010年3月議会において、市長選に当選した中山市長は施政方針で「私たちが目指す石垣市の姿や地域づくりを進めるときの市民や議会、行政の役割と責務など、基本的ルールを定めた石垣市自治基本条例を生かしたまちづくりを進めてまいります。」と述べていることでも問題はなかったことを示しています。 また、本条例に基づいて条例の制定や改正がこの間行われてきました。2015年の見直しの際には、男女共同参画分野、子育て分野、観光分野、教育分野の4つの分野を中心に審議され、改正の答申がなされました。住民投票も、最高規範性も、市民の定義については、制定時と全く変わらない改正案（現行条例）が、中山市政の与党議員を含めて、市議会の全員一致で採択されました。 これらの経緯は、本条例制定について何の疑義もなく、まさに市民、議会、行政が共同で本条例を作り上げたことを示しています。
			新たに、SDGsやジェンダー問題などの視点から充実補足をご検討ください。
90			
91			自治基本条例の見直しについて市民の意見を届ける機会を作っていただき嬉しく思います。「市民みんなでするまちづくり」ですね。 石垣市議会の12月定例会で、与党議員から「自治基本条例廃止」の提案があった時は本当に驚き、耳を疑いました。 基本的人権を保障し、住民自治の理念にかなう自治基本条例を、廃止にしようとは！「地方自治は、民主主義の学校」です。憲法が国の最高法規であり、市の自治基本条例は、市における最高法規なのですから、市民みんなで大切に守り育てていかななくてはなりません。まさに民主主義を体現し実感するための最前線に市民がおり、その権利や自由を守るための条例だと思います。不断の努力で、より良いものにしていくことが大事であって廃止は、宝物を捨てるに等しい行為です。 審議委員の方々は、自治基本条例の重みをしっかりと受け止め、軽々に結論を出さないでいただきたいし、市民の権利を擁護することが法の支配の根幹であることを今一度深く考えていただきたい。

No.	条項	分野	意見概要
92	その他	その他	自治基本条例を廃止しようという動きがあったが、議員は民主主義の手続きをご存知なのかと疑った。読んでみると、とてもいいことが書いてある。これを最初から「なきもの」にしようとする議会の動きに到底納得できなかった。具体的にどの条文のどこが合理的でないのか、こう直したらどうか、と根拠を示して説明すべきだった。 今回の見直しについては、頭から「なきもの」にしようという恣意的なものがなく、ここをこう見なおしたら良くなるのではないかと、という意見を出し合う場となることを祈る。 この自治基本条例がより確固としたものになるような、根拠ある建設的な見直しを求めます。 自治の精神は、島の良き伝統だと思います。内容の検討や根拠もなしに、頭から廃止・廃案へともっていかないでください。よりよい形になるよう建設的な見直しを強く求めます。
93			市政は市民の意見を広く聞いて進めるべきものだと考えます。市議会議員選挙 市長選挙はもちろん、市民投票等によって、市民の生の声を市政に反映させることは民主主義や地方自治の基本です。しかしながら今回の条例改正の動きは、全く逆の方向へ進むものであり、民主主義にも逆行するものです。市民の声を広く聞き、少数者の意見もくみとり、だれもが幸せに暮らせる石垣市にしていく責務が市長や市議会議員にはあるはずです。現在の自治条例は、日本中に誇れる内容で、改正する必要はありません。
94			自治基本条例の理念は将来への可能性を多く含んでいる。各条文には自治の礎となる、市民が自らの生活を主体的に営むのに必要な要素がふんだんに盛り込まれている。地方の自主性を高めつつ、市の独自性も示している。